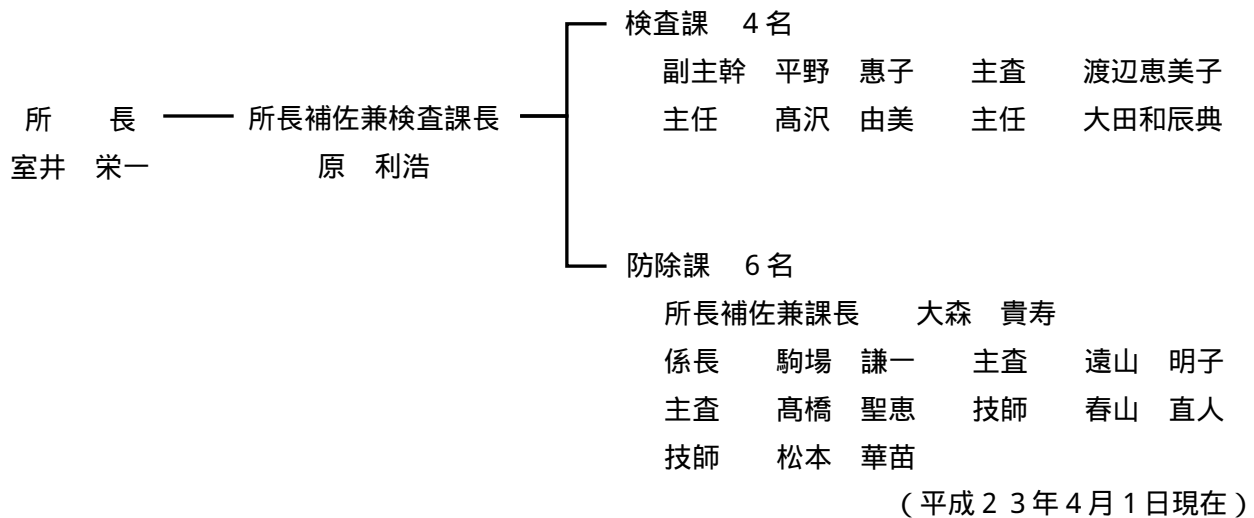


## 第6章 栃木県農業環境指導センターの概要及び沿革

### 1 組織体制



### 2 業務内容

#### 1) 検査課

- (1) 所内庶務・経理に関すること。
- (2) 肥料の検査及び取締りに関すること。
- (3) 飼料の検査及び取締りに関すること。
- (4) 農薬安全使用対策の推進に関すること。
  - 農作物等病虫害雑草防除指針の作成
  - 農薬販売者の届出等の審査・受理に関すること。
  - 農薬販売者、農薬使用者の立入検査及び安全使用の指導に関すること。
  - ゴルフ場農薬使用量調査の取りまとめに関すること。
- (5) 病虫害防除員の設置に関すること。

#### 2) 防除課

- (1) 病虫害の発生予察に関すること。
- (2) 植物の検疫に関すること。
- (3) 植物防疫情報に関すること。
- (4) 防除指導に関すること。

### 3 沿革

昭和24年 4月	<b>病虫害発生予察観察員観察所設置</b> 農業試験場、農業高校等県内9か所に併設、観察員が常駐した。
昭和27年 4月	<b>病虫害防除所設置</b> 県内9か所の地方事務所に併設、経済課職員が兼務するとともに、病虫害発生予察観察員観察所を併設、観察員が常駐(河内・安蘇は農試本場・分場に常駐)した。
昭和28年 4月	地方事務所経済課を農務部分室に改称し、病虫害防除所及び病虫害発生予察観察員観察所を併設した。
昭和30年12月	農務部分室を農業指導所に改称し、病虫害防除所及び病虫害発生予察観察員観察所を併設した。
昭和43年 4月	<b>病虫害発生予察観察員観察所統合</b> 県北部、中部、南部の3観察所に統合、農業試験場本場・分場に併設し観察員が常駐した。
昭和51年 4月	農業指導所を農政事務所に改称し、病虫害防除所を併設した。
昭和62年 4月	<b>病虫害防除所統合</b> 県内9か所の病虫害防除所と、3か所の病虫害発生予察観察員観察所を1か所に統合し、栃木県病虫害防除所とした。事務室は農業試験場本館2階(病理昆虫部と同室)に置いた。
平成 4年11月	農業試験場本館3階に専用事務室、同2階に病害診断室を整備した。
平成 12年 4月	栃木県病虫害防除所と栃木県肥飼料検査所を統合し、栃木県農業環境指導センターとして、河内庁舎内に発足した。 ・ 検査課：肥料・飼料の検査、農薬取締り及び指導 ・ 防除課：病虫害発生予察、防除指導